

社会福祉法人 大形福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大形福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(役員等の報酬等)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

- 2 役員等に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(業務の種類)

第4条 前条の費用を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 監事による定期または臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立合
- (5) 役員等の研修会への参加

(費用弁償)

第5条 前条の業務の場合は、費用弁償として下記のとおり支給できるものとする。

(1)～(4)		(5)	
1回	3,000円	1日	5,000円

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

付 則

- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。